

平成 19 年 3 月 8 日

民間団体で支援活動を行う者の養成・研修及び犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方について

2 .全国被害者支援ネットワークにおける研修カリキュラムの作成及び認定制度の導入に向けた検討の実施

【修正案】

（現状案）「国及び地方公共団体においては、同ネットワークおよび加盟団体に対する必要な援助を行うこととする。」

（修正案）「国においてはネットワーク及び加盟団体に対して、地方公共団体においては、域内の加盟団体に対して必要な援助を行うことが期待される。」

【理由】

全国被害者支援ネットワークは地域性を有するわけではなく、全国規模の組織であることから、地方公共団体が当然に援助を行うものではないと考えられる。

また、対象とする全国に対する支援国が具体的な事務を地方自治体に義務付けることとする場合、法令で当該事務を規定することが必要。ネットワーク及び加盟団体への援助を規定している法令はないことから、義務的に求められる行為でないことを明確にする趣旨で文末を修正している。

【内閣府意見】

ネットワークが行う研修や会議において、地方公共団体が当該団体の職員を講師として派遣したり、会場を借り上げる等の必要な援助を行い得ることから、「全国被害者支援ネットワークは地域性を有するわけではなく、全国規模の組織であることから、地方公共団体が当然に援助を行うものではない」との御指摘はあてはまらないと考える。

一方、「義務的に求められる行為でないこと明確にする趣旨」は理解できることから、基本法第 5 条の地方公共団体の責務を踏まえ、「国及び地方公共団体においては、同ネットワーク及び加盟団体に対する必要な援助を行う必要がある。」と修正することとしたい。